

第5章 施策・プロジェクトの推進体制

『みんなで住みたいゆめのまち絵画コンクール受賞作品』



菅谷台小学校 朝倉 千翔

第5章 施策・プロジェクトの推進体制

5-1 関係する主体と基本的な役割

本計画の推進に際しては、行政と交通事業者、関係機関、町民等が連携し、一体的に取り組むとともに、必要に応じて外部団体等の助言・補助等による客観的な視点等を加え、持続可能な交通体系の構築を目指します。

表 5-1 関係する主体と基本的な役割

区分	主体	役割
利府町	町民	交通サービスの享受だけではなく、主体的に公共交通の活性化に関わる。
	行政	計画全体のコーディネート役として管理を行うとともに、公共交通の維持・改善の取り組みを行う。
	交通事業者	事業経営・交通運営の主体として、路線・ダイヤ・運行形態等の検討を行うとともに、情報提供・発信を行う。
	施設管理者	交通拠点化を図る対象施設の管理者は、公共交通を利用しやすい環境づくりに向けた施設整備に協力する。
	関係機関	行政や交通事業者等と連携した取り組みの検討を行う。
外部団体等	有識者	本計画に示す施策・事業の実施方針等について助言を行う。
	国・県	全体的な統括の視点から、計画の推進について助言等を行うとともに、監査的な判断を行う。
	道路管理者 交通管理者	道路行政の視点から公共交通運営の正当性・妥当性について判断する。
	コンサルタント	幅広い知見から計画推進に対し、補助・助言を行い、要請に応じ推進支援を行う。

5-2 計画の推進・管理体制

本計画は下表に示す推進・管理体制のもと、計画全体の推進及び事業の進捗状況等について適切に管理し、着実な遂行を図ります。

表 5-2 推進・管理体制

推進管理体制	構成員	役割
利府町地域 公共交通会議	利府町、町民代表、交通事業者、庁内関係部署、道路管理者、学識経験者、他	短期的な見直し・改善や中・長期的なプロジェクト等を継続的に検討する。
利府町地域 公共交通会議 分科会	利府町、交通事業者、 庁内関係部署、他	公共交通会議の下部組織として、専門的な知見から協議し、円滑な事業実施を検討する。
公共交通 庁内検討部会 (仮)	利府町、庁内関係部署、他	上位・関連計画に示す事業と公共交通における事業との整合を図る。

5-3 施策の推進方法

本計画全体の推進については、各事業の達成状況について継続的にモニタリングを実施し、PDCA サイクル（計画（Plan）、実行（Do）、検証（Check）、改善（Action）の循環検討手法）の考え方に基づき検証を行いながら、目標の達成を目指します。

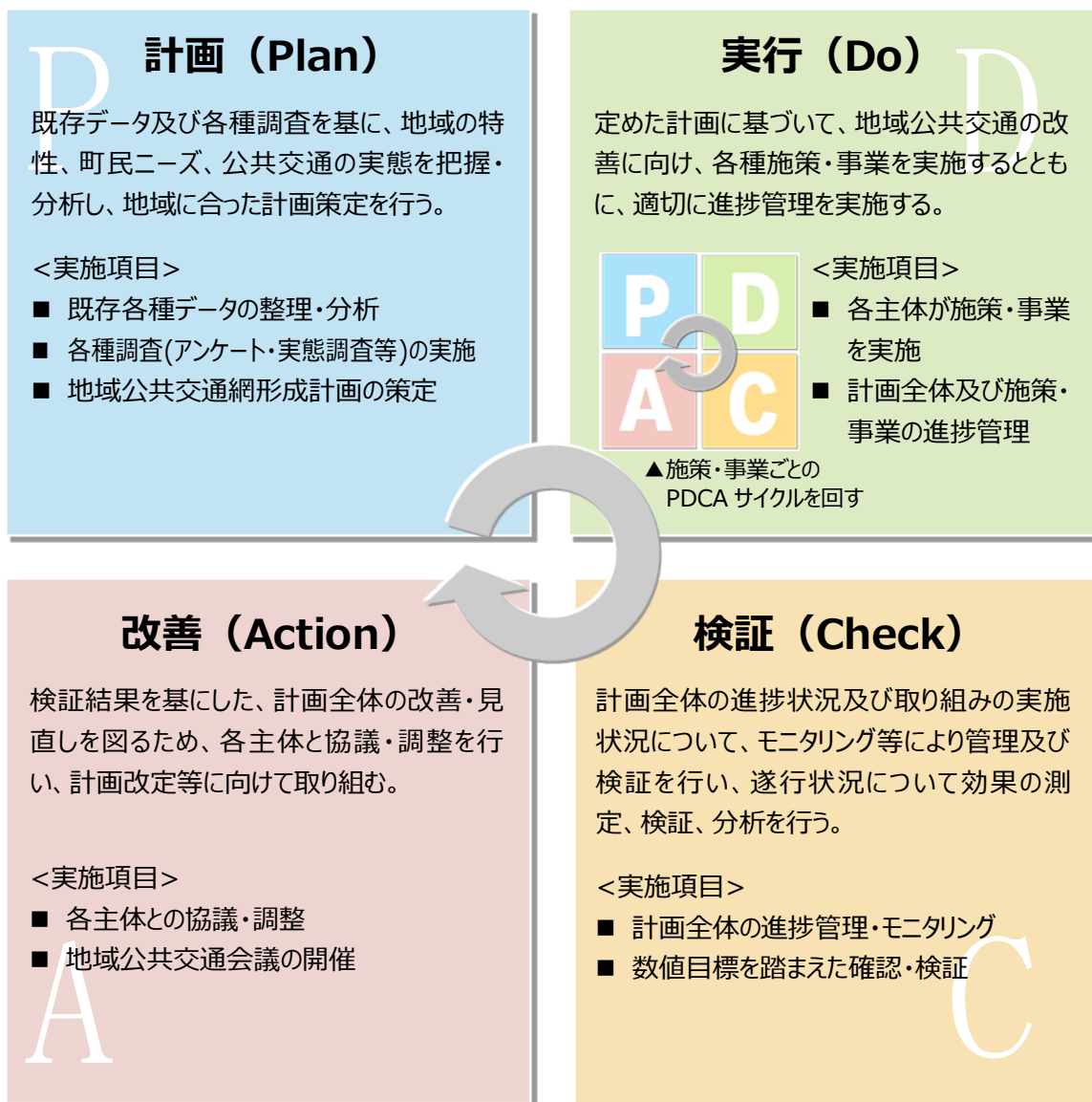


図 5-1 PDCA サイクルイメージ図

利府町地域公共交通網形成計画

発行日 平成 30 年 3 月

発行 宮城県利府町

編集 利府町政策課

